

令和3年1月14日

緊急事態宣言に伴う利用団体へのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言に伴う、福岡県の要請等を踏まえ、公共施設等について以下の通り対応する事としましたのでお知らせいたします。

対象期間 令和3年1月16日(土)～令和3年2月7日(日)

①営業（開催）時間の短縮（原則20時まで）

②人数上限及び収容率は収容人数の50%以下

よって新規に夜の部（18時～21時・ホール22時）の利用申請が中止になります。午前・午後の利用申請は可能です。また1月15日までに予約済みの団体は利用できますが、夜の部利用は20時までの時間短縮をお願い致します。

福岡市立早良市民センター
指定管理者 ふくおか市民施設管理JV